平成２１年（フ）第２３６７号
千葉県市原市桜台３丁目21番地１
破産者　前田　　昭
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７０号
福井県坂井市三国町梶第23号３番地
破産者　翠　　徳夫
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９７号
広島県大竹市南栄３丁目４番８号
破産者　正重　勝利
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７１号
広島市安佐北区白木町大字三田2536番地の２
破産者　飯寺　正孝
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７２号
広島市安佐北区白木町大字三田2536番地の２
破産者　飯寺百合子
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７３８号
大分市萩原１丁目14番２号　ハイツ松山305
破産者　阿賀　　洋
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２３４号
青森市大字矢田字下野尻48番３　特別養護老人ホーム和幸園、住民票上の住所青森市富田４丁目10番32号
破産者　津嶋　祐治
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９３５号
京都府宇治市小倉町久保48番地
破産者　木下　雅晴
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９０号
京都市山科区御陵荒巻町27―10、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市木幡西浦12番地
破産者　髙橋　祥一
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８５号
京都市伏見区久我本町12番地11　朝日プラザ伏見桂川914号
破産者　奥　　吉夫
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
広島県呉市焼山北３丁目11番30号
破産者　岡本　正孝
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第９５号
鹿児島県いちき串木野市上名642番地１、開始決定時の住所鹿児島県いちき串木野市旭町93番地４フラット93―201
破産者　田島　　司
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第１３２５号
熊本市東町３丁目10番20―８号、破産開始時の住所熊本市龍田陳内２丁目11番16号
破産者　渡邉　恒雄
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３９１号
熊本市山ノ神１丁目８番32号
破産者　赤﨑已登志
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８５号
熊本県菊池郡大津町室2133―１　サンハイツ室103
破産者　永田　実穂
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４５４９号
大阪府八尾市曙町３丁目123番地　フラワリータウン志紀Ｃ―205号、前住所大阪府八尾市八尾木５丁目１番地の３
破産者　山口　芳春
１　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで
２　一般調査期日　平成22年８月26日午後４時
平成22年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４号
北海道札幌市清田区清田10条３丁目19番18号
破産者　浦木　智子
１　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
２　一般調査期日　平成22年７月29日午後１時50分
平成22年６月２日　　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９５９７号
大阪府池田市神田３丁目12番30号
破産者　メドラー株式会社
１　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
２　一般調査期日　平成22年８月30日午後４時
平成22年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部